

福井県・福井労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、福井県と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、相互に密に連携して、人口減少に係る諸施策の他、国と県が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一體的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 福井県および福井労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組みおよび実施方法を事業計画として毎年度定め、これを推進させるため定期的に協議を行うものとする。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、福井県および福井労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第4条 福井県知事および福井労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 福井県知事および福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組みにおいて、福井県および福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたときまたはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、福井県および福井労働局が誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、福井県知事および福井労働局長が記者押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

福井県知事 西川一誠



福井労働局長 加藤滋穂

